

特別発表

## 宗教と教育

### 公立中学校の宗教教育

若杉見龍

宗教が児童生徒の心の琴線を揺り動かし、心情の発達、引いては社会生活の向上に欠くべからざる以上、公教育において、宗教教育は是非ともとり入れねばならないが、現状はどうか、現在の公立中学校における宗教教育の実体を眺めてみよう。

憲法第二十条に「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」とあって、宗教教育は全面的に禁止されている如くであるが、教育基本法第九条には「国及び地方公共団体が設置する学校は特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と定めている。これによれば、公立学校では特定の宗教教育及び宗教的活動が禁止されているのであって、一般的宗教教育までが禁止されているのではない。しかし教育基本法に「宗教に関する寛容の態度、及び宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない」（第九条）

とある如く、宗教教育を積極的に奨励しているのではない。この基本法の態度は中学校学習指導要領に引継がれている。又教育基本法では宗教教育とは宗教の知識・理解を教授すること、宗教的活動とは宗教上の典礼を行うことを意味しているようであるが、これを教科に就いてみると、宗教教育の大部分は社会科の担当となる訳である。よって社会科学学習の上で、宗教教育が具体的にどのように教授されているか検討してみよう。

指導要領第二学年（歴史的分野）の目標の第七項に「学問・宗教・芸術などの文化遺産をそれが生み出された時代の学習を通して理解し」（下略）とあって、宗教を時代の産物として理解することのみを求めている、宗教の超歴史的な側面を理解することを求めている。又第三学年（政治・経済・社会の分野）では「現代の社会生活と文化」という単元で宗教を取扱うのであるが、指導要領では宗教は心情を豊かにし、個人と社会の関係をなすものであり、社会生活を向上させる源であることを理解させるように求めている。かゝる指導要領の意図に基き、編集されている教科書において宗教の教材がどれ程記述されているか、又どのように

扱われているかを見よう。一例として東京書籍株式会社発行の「新しい社会」をとり挙げる。宗教についての教材は第二学年（歴史的分野）に散存するが、その中でも最も注目すべき鎌倉仏教についてみると、同教科書の指導書によれば、「鎌倉仏教の各宗派の特色を知らせ、仏教の日本化、民衆化が急激に高まってくる理由を考えさせ、中世における宗教の役割について基本的認識をもたせ、新しい宗教の建設に尽力した多くの宗教家の努力を知らせる」等が要求せられており、授業時間は約五十分位を配当している。教科更では十二世紀以後の社会不安や、貴族仏教への不信を述べ、浄土信仰や、浄土宗・真宗・時宗・日蓮宗・臨済宗・曹洞宗の宗祖や、各宗の要義等を約一頁半に収めている。以上のねらいと内容で、しかも五十分位で扱えというのであるから、生徒に与えられる鎌倉仏教の知識・理解は極めて貧弱であることは勿論であるが、奈良仏教等が如何に簡単に扱われているか類推できよう。（他社の教科書もほぼ同様である）

次に第三学年の「文化と社会」についてみると、この単元では宗教を「文化のやくわり」という小節に含め、内容から判断するに宗教について二・三十分間の時間で学習することになり、内容は宗教とは神に救いと安心とを求めらるものであるという社会的機能の一面だけ記述されていて、指導要領という心情を豊かにし、個人と社会の連係、社会生活の向上等の面には全く触れていない。

以上、宗教について社会科でどの程度の知識を与え、理解させ

ようとしているかを示した。勿論実際の授業に当っては個々の教師により取扱いは違うが、私見によれば、こゝで述べた以上にはならないと思う。

又特定宗教の宗教的活動の禁止は前述したが、自己と絶対者の対決の場合や、自己能力の限界の考察など人間教育の場合を宗教教育と考えるならば、既成宗教のわくにとらわれない一般的な宗教的活動が考えられる訳であるが、現在こうした事を考え、具体的に何らかの指導をしている中学校がどれ程あるであろうか。道徳教育の中に、クラブ活動の中に、或は学校行事の中に行い得る筈であるが、そうした成果はおろか、関心さえみられないのが現実ではなからうか。尚この点については教師そのものが特に問題となる訳であるが、与えられた紙数では到底論ずることはできないから他日を期したい。

このように現在の公立中学校では宗教教育・宗教的活動は僅少である。小学校では論ずるまでもなからう。こゝにおいてこそ、家庭の宗教教育が必要となり、或は幼稚園等で幼年期に宗教的心情の発達を図ることが求められるのであるが、その背景には何と云っても寺院の活潑な布教活動が要請されていることを忘れてはならないと思う。